

第 8 次

長万部町交通安全計画

(平成 1 8 年度～平成 2 2 年度)

長 万 部 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和４５年６月、交通安全対策基本法（昭和４５年法律第１１０号）が制定され、これに基づき、昭和４６年以降、７次にわたる「長万部町交通安全計画」を作成し、関係機関等が一丸となって交通安全対策に取り組んできた結果、陸上交通の安全対策は、着実な進展をとげてきたところであります。

しかしながら、近年、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加、また町民生活や経済活動の２４時間化等により、道路交通事故による死傷者数は増加しており、２１世紀のできるだけ早い段階で安全性を飛躍的に高めた新たな交通システムが出現することが期待されるが、当分の間は「車社会」がさらに進展し一層多くの死傷者が生じることが予想され、極めて厳しい状況にあります。

このような状況から、交通事故の防止は、従来にもまして町、関係機関・民間団体さらには、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題となっており、引き続き人命尊重の理念の下に交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければなりません。

この「長万部町交通安全計画」は、このような観点から平成１８年から平成２２年までの５年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。

目 次

第1章	計画の性格	1
第2章	道路交通の安全	1
第1節	道路交通事故の動向と交通安全対策の今後の方向	1
1	道路交通事故の動向	1
(1)	道路交通を取り巻く状況	1
(2)	交通事故の推移	1
2	道路交通安全対策の今後の方向	2
3	第8次長万部町交通安全計画における目標	2
第2節	講じようとする施策	2
1	道路交通環境の整備	2
(1)	道路の新改築による交通安全対策の推進	2
(2)	交通安全施設等整備事業の推進	3
(3)	その他の道路交通環境の整備	4
2	交通安全思想の普及徹底	4
(1)	生涯にわたる交通安全教育の振興	4
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	6
(3)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	7
3	安全運転と車両の安全性の確保	7
(1)	運転者教育の充実	7
(2)	自転車の安全性の確保	7
4	道路交通秩序の維持	8
(1)	交通指導の強化等	8
(2)	暴走行為や不正改造の防止	8
5	冬季の交通安全の確保	8
(1)	冬道の道路交通環境の整備	8
(2)	除排雪の推進	8
(3)	冬季の交通安全思想の普及徹底	8
(4)	安全運転の確保	8
6	救助・救急体制等の整備	9
(1)	救助・救急体制の整備	9
(2)	救急関係機関の協力関係の確保等	9
7	交通事故被害者対策の推進	9

第 1 章 計 画 の 性 格

1 趣旨及び根拠

この計画は交通安全対策基本法（昭和 45 年、法律第 110 号。以下、「法」という。）に基づき、住民の生命、身体及び財産を交通事故の被害から保護するため、長万部町の区域における交通安全の保持に関して、国及び北海道に準じた施策とともに、長万部町の地域特性に応じた施策を実施することを目的として、長万部町が作成するものである。

2 位置付け及び期間

この計画は、平成 18 年 7 月 12 日に北海道交通安全対策会議が決定した「第 8 次北海道交通安全計画」に基づいており、平成 18 年度から 22 年度までを計画期間としている。

3 性格及び内容

この計画は、長万部町の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり、道路交通における交通の安全に関する対策の今後の方向と、長万部町とその関係機関が講じようとする施策などを内容としている。

第 2 章 道 路 交 通 の 安 全

第 1 節 道路交通事故の動向と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故の動向

(1) 道路交通を取り巻く状況

北海道の道路交通環境は、バイパス及び高速道路の開通など整備が進められている一方、自動車保有台数は、人口の減少と相反して増加傾向にあり、運転免許保有者数も増加を続け、それに併せて自動車の走行台数・キロ数も確実に増加している。

今後も、自動車保有台数の増加また、高齢運転者や女性運転者の増加が見込まれる。更に、生活や経済活動の 24 時間化、高齢化の進行など道路交通を取り巻く情勢は極めて厳しいものと予想される。

(2) 交通事故の推移

長万部町の交通事故を過去 10 年間（平成 8 年中と平成 17 年度中の比較）で見ると、発生件数では 48 件から 21 件、死者数では 4 人から 0 人、傷者数では 18 人から 32 人で比較的増減の少ない状況で推移している。

しかし、人口は平成 8 年で 8,360 人、平成 17 年で 6,986 人と 10 年間で 1,374 人減少しており、人口からみる事故発生率は増加していることになる。

近年の長万部町における交通事故の特徴を見ると、

- ① 昼間の時間帯の事故が多い。
- ② 春・秋の季節に事故が多く発生している。
- ③ 運転免許取得後 10 年以上のベテランドライバーの「うっかり・ぼんや

り」運転が原因の事故が増加している。

④ 女性運転者が第一当事者となる事故が年々増加している。

⑤ 25歳未満、50歳～60歳の運転者の事故が高くなっている。

2 道路交通安全対策の今後の方向

質的、量的に変化している厳しい道路交通事故状況に対処していくためには、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故及びこれによる死傷者を根絶し、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現することを目指して、高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に対応しつつ、関係機関・団体との緊密な連携を図り、人と車と道路に対する総合的な交通安全対策を積極的に推進することが必要である。このため、推進に当たっては、

- ・高齢者の交通安全対策の推進
- ・シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底
- ・安全かつ円滑、快適な道路交通環境の整備
- ・生涯にわたる交通安全教育の推進
- ・安全運転と車両の安全性の確保
- ・救助、救急体制の整備
- ・交通安全に関する研究開発の推進等を重点とし、各般の交通安全対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

3 第8次長万部町交通安全計画における目標

第8次長万部町交通安全計画に基づく交通安全対策を総合的かつ強力に推進することにより、交通事故の増加傾向に歯止めをかけ、特に死亡事故の防止には全力を注ぎ毎年の死者数をゼロとすることを目指すものとする。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 道路の新改築による交通安全対策の推進

① 改築による道路交通環境の整備

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため次の方針により既存ネットワークの改善などの道路の改築事業を強力に推進する。

(ア) 事故が多発している急カーブ等においては、実勢速度を踏まえた線形改良を行うなど、既存道路の車道拡幅や舗装強化と併せ、道路利用者が安全で無理なく走行できる道路交通環境の整備を図る。

(イ) 歩行者及び自転車利用者の安全と道路・生活環境の改善を図るため歩道等を設置するための既存道路の拡幅や、既存の道路に歩道等の設置が困難な場合における小規模バイパスの建設などの道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。

(ウ) 交差点及び踏切における交通事故の防止を図るため、交差点改良や交

差点、踏切の立体交差化等を推進する。

- (イ) 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備することとし、車両停車帯、道路照明、道路標識、防護柵等の整備を図る。
 - (ロ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐車対策等を推進する。
 - (ハ) 歩行者及び自転車利用者の多い商店街等においては、歩行者等の安全で快適な通行空間を確保するため、幅の広い歩道、コミュニティ道路等の整備を推進する。
- ② 災害発生等に備えた安全の確保

地震など自然災害に強い幹線ネットワークの整備や、避難路、緊急輸送路、救急・救援など防災・セキュリティに配慮した道路交通環境の整備を推進する。

また、地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、道路構造物の補強等による耐震性の向上を図るとともに、道路交通の危険箇所には、事故を防ぐための防災施設を整備するなど各種防災対策を推進する。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため平成13年度を初年度とする第2次長万部町まちづくり総合計画の中で安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

① 事故多発地点の重点的整備

- (ア) 自動車交通の安全と円滑を確保するため、事故多発地点、及び危険が予想される箇所について、交差点の改良、信号機の設置等の整備を道路改良事業による整備等と併せて推進する。
- (イ) 道路の構造、交通の状況等により安全を確保する必要がある箇所には防護柵、道路照明、道路標識、道路標示、区画線等の交通安全施設等の整備を図る。

② 高齢者や子供等、交通弱者を支援するための施設整備

- (ア) 高齢者や子供等の歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため市街地や歩行者及び自転車利用者が多い地域を中心に歩道等の整備をするその際、身体障害者にも配慮し、十分な幅員を確保するように努める。
- (イ) 幼児・児童の通園・通学の安全を確保するための通学路安全点検を行うとともに、幅の広い歩道等の整備、押しボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備及び横断歩道等の拡充により、通学路、通園路の整備をするように努める。

③ 身近な生活環境の改善（コミュニティ・ゾーンの形成）

住居系・商業系地区において、歩行者等の安全や地区内の暮らしの安全を確保するため、狭さく等が整備されたコミュニティ道路など歩行者優先道路の面的整備と低速度規制や車両の通行制限等の交通規制を適切に組み合わせ、良好なコミュニティ・ゾーンの形成を図り、静穏で安心して歩ける生活環境を整備するように努める。

④ 円滑・快適で安全な道路交通の確保と駐車対策の推進

(7) 道路交通の安全と円滑化を図り、地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進するため、駐車禁止場所の拡大や時間制限の駐車規制を実施するなどの合理的駐車規制を行う。なお、あわせて土地利用計画等に見合った適切な駐車場整備を促進するとともに、既存の公共駐車場等の有効利用を図り、違法な路上駐車 of 排除を推進する。

(4) 違法駐車 of 排除及び自動車の保管場所 of 確保に関し、地域への広報啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り住民の理解と協力を得ながら、違法駐車締め出し of 気運 of 醸成・高揚を図る。

(3) その他の道路交通環境 of 整備

① 道路使用 of 適正化等

(7) 工作物 of 設置、工事、その他各種イベント等 of ための道路 of 使用及び占用については道路 of 構造を保全し安全かつ円滑な道路交通を確保するため極力これを抑制する方針の下に適正な許可を行う。

また道路使用・占用許可条件 of 履行、占用物件等 of 維持管理 of 適正化を図るとともに、道路使用終了後 of 復旧及び地下埋設物 of 維持管理について指導監督を強化する。

(4) 不法占有物件等 of 排除

道路交通 of 妨害となる不法占有物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等 of 防止を図るための啓蒙活動に関係機関が連携 of うえ沿道住民等とともに積極的に行う。

2 交通安全思想 of 普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育 of 振興

① 交通安全教育 of 推進

交通安全教育は、自他の生命尊重 of 理念の下に、交通社会 of 一員としての責任を自覚し、交通安全 of 知識と意識 of 向上に努め、相手の立場を尊重する良き交通社会人を育成することを目標とする。

このため、生涯学習として交通安全教育を位置付け、家庭、学校、職場、地域等で心身 of 発達段階等に応じた交通安全教育が効果的に行われるよう関係機関・団体等 of 相互 of 有機的な連携を図りながら、幼児から高齢者に至るまで生涯にわたる体系的な交通安全教育を推進する。

② 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身 of 発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常

生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とする。

このため、幼児の特性等を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、幼児に影響力の大きい保護者に対しても日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性について認識を深める必要がある。幼稚園・保育所においては、家庭及び関係機関と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、安全教育を効果的、計画的かつ継続的に行う。

家庭においては、交通安全についての適切な指導や話し合いが行われるよう両親が中心となって安全教育ができるような資料提供や広報啓発活動等を推進する。

地域においては、地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を計画的・組織的に実施する長万部町こぐまクラブの活動強化を図る。

③ 児童・生徒に対する交通安全教育

小、中、高等学校の児童・生徒に対する交通安全教育は、自他の生命尊重という基本理念に立って、児童・生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境における様々な危険に気付いて、常に的確な判断の下に行動できる実践的な態度や能力を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず他人や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、学校、家庭、地域が関係機関、団体との連携・協力を図りながら、それぞれの場において計画的かつ継続的に行う。

小学校においては、道路の歩行、道路の横断、自転車の安全な点検・整備、乗り物の安全な利用、交通安全施設と交通規制について重点的に指導する。

中学校においては、道路の歩行と横断、自転車の安全な利用と点検・整備、自動車の特性と安全な行動、交通事故の防止と安全な生活について重点的に指導する。

高等学校においては、道路の歩行・横断及び交通機関の利用、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通事故と防止対策、応急処置等について理解を深め、望ましい交通社会の一員として必要な交通マナーを身につけるよう指導する。

さらに、家庭においては、交通安全に関する話し合い等が行われ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が習慣付けられるよう広報啓発活動等を推進するとともに、学校、家庭、地域が連携を深めて、交通指導員等の交通安全に関する地域活動の積極的な推進に努める。

④ 成人等に対する交通安全教育

運転者については、地域・職場における各種講習会や安全運転を具体的に教える実践的・体験的な講習会を積極的に開催するほか、交通安全協会等の民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者の保護、シー

トベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転や違法駐車 of 防止等を中心に自発的な安全行動を促すことにより、運転者としての社会的責任を自覚させる。

また、交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身に付けた指導者の養成に努める。自動車使用者等については、安全運転管理者、運行管理者等に対する法定講習をはじめとする各種講習会の充実を図るほか、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動等を促進して、企業内における安全管理の促進を図る。

⑤ 高齢者等に対する交通安全教育

加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

また、関係機関・団体、家庭・地域と連携して、老人クラブ等における高齢者交通安全教室の開催、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育の実施、また、平素、交通安全教育を受ける機会の少ない老人クラブ等の組織に未加入の高齢者や独居高齢者等の家庭を訪問しての個別指導、家庭における交通安全についての話し合いの促進を図る。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための住民運動として、交通安全運動を、次の方針により組織的・継続的に展開し、その活性化を図る。

(ア) 高齢者や若者の交通事故防止、スピードダウンとシートベルトの正しい着用の徹底、自動車及び二輪車の運転者としての社会的責任の自覚の徹底、違法駐車 of 排除、自転車の安全利用の促進等を目標とする。

(イ) 町、関係機関・団体等が一致協力して、各期別の交通安全運動を中心として、町民各層の参加の下に、幅広い住民運動を展開する。

また、交通事故等の実態を踏まえた交通安全運動を展開する。運動の実施に当たっては、創意工夫を凝らし、地域住民の自主的な参加を得て、活発な諸活動が有機的な連携の下に効果的かつ継続的に行われるよう努めるものとする。

(ウ) 運動の趣旨を町民一人ひとりに浸透させるため、町内会、婦人会、老人クラブ、子供会等に対し幅広い運動への参加を促進する。

② シートベルト・チャイルドシートの着用の推進

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者が高い割合を占めていること等を踏まえ、後部座席におけるシートベルトの着用、子供を同乗させる場合におけるチャイルドシートの利用を含めたシートベ

トの着用推進を図るとともにその効果及び方法について正しい理解を求め正しい着用の徹底を図る。

このため、関係機関・団体と連携して、シートベルトの着用率向上運動を町民総ぐるみ運動として推進するとともに、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や、各種の広報媒体を通じた積極的な広報活動を展開することとし、特に教育・広報等と取締を組み合わせたステップ方式によるシートベルト着用推進対策を重点的に実施する。

③ 交通の安全に関する広報の推進

町民一人ひとりが交通安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣付けるため、関係機関・団体が連携の下に、家庭、地域等に対し、交通事故の実態を踏まえ、日常生活に密着した内容の広報活動を計画的に行う。

(7) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行う。

特に、家庭においては交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、町内会等を通じた広報等により、家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努める。

④ その他普及啓発活動の推進

(7) 夜間における歩行者及び自転車利用者等の交通事故防止に効果的な反射材についての理解の促進及び反射材用品の普及を、交通安全教室や広報等を通じて行う。

(4) 自転車利用者のマナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者に配慮した歩道通行、無灯火走行の防止等の自転車の正しい乗り方に関する普及活動を推進する。

(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全思想の普及を図るうえで、大きな役割を果たしている民間の交通安全団体等に対しその活動に支援・連携を強化し、各団体の主体的な活動を促進するとともに、官民一体となった交通安全活動推進体制を図り、町民挙げての活動を進める。

3 安全運転と車両の安全性の確保

(1) 運転者教育の充実

運転者講習、特に、高齢者ドライバーに対する教育内容を充実した交通安全教室の充実を図る。

地域においては、運転者に対してのスピードダウンの励行、シートベルト着用の徹底等について推進するとともに、町内各地域において街頭指導等を積極的に行うように努める。

(2) 自転車の安全性の確保

各学校や関係団体と連携を密にして児童生徒や、高齢者の利用する自転車

を対象に、交通安全教室を通じて安全利用に関する教育、点検整備意識の啓蒙を図る。

また、近年、生活の24時間化に伴い、夜間の自転車利用者が増加傾向にあることから、反射器材の普及・促進を図る。

4 道路交通秩序の維持

(1) 交通指導の強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者等のいわゆる交通弱者を交通事故から守るための街頭指導を強化する。

また、幹線道路においては、運転者、同乗車の安全意識の向上と、交通事故が発生した場合における負傷の軽減を図るため、シートベルト非着用者に対する街頭指導を強力に推進する。

(2) 暴走行為や不正改造の防止

暴走行為を「しない」「させない」を合い言葉に、家庭、学校、地域社会が中心となって、非行防止機能の活性化を図るとともに、暴走行為を許さない暴走族追放気運の醸成に努める。

また、暴走行為を助長するような車両の不正改造を防止するよう、関係事業者等に対し、法令の遵守を呼びかける。

5 冬季の交通安全の確保

(1) 冬道の道路交通環境の整備

冬季における自動車交通の円滑化、事故防止、歩行者の安全等の生活環境の改善を図るため、雪捨て場の確保や除排雪を強化し、堆雪スペースの確保、流雪溝の面的整備、急勾配を主としたロードヒーティング・特殊舗装などによる路面对策の整備等、積雪寒冷地域に適した道路整備の促進を図る。

(2) 除排雪の推進

① 冬季における安全かつ円滑な道路の確保のため、きめ細やかな道路の除排雪の強化や積雪寒冷地の条件に適合した道路構造の改善を行う。

また、今後さらに、除雪区間の延長と高速除雪車の増強を図り、冬季の交通確保と併せて良好な路面の確保に努める。特に、市街地においては、運搬排雪、交差点周辺の除雪処理を強化する。

② 歩道の除雪は、地元住民の協力の下に、車道の運搬除排雪時の歩道除雪の同時処理を推進するとともに、通園通学路を優先した迅速な歩道除雪を推進する。

(3) 冬季の交通安全思想の普及徹底

降雪、凍結等により路面凍結が著しく変化し、スリップ、わだち等に起因する冬特有の事故が多く発生していることから、正しい冬道の安全運転の仕方やマナーについての普及啓発に努める。

(4) 安全施設の整備

吹きだまり、雪崩等に伴う交通事故の未然防止を図るため、幹線道路を重

点に防雪柵、雪崩防止柵を積極的に整備する。

また、交通量の多い市街地の交差点、急な坂道など特にスリップ事故多発箇所の事故防止のため、凍結防止剤散布等によりスリップ事故防止を図る。

6 救助・救急体制等の整備

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故をはじめとする、救助・救急活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救急・救助体制の整備・拡充を図る。また、高規格救急自動車やヘリコプターを活用する緊急運搬のためのヘリコプター離着陸場の整備充実に努める。

① 救助及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく隊員の知識・技術の向上を図るため、教育訓練の充実に努める。

② 救急救命士の養成

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の向上のため高度な応急処置が出来る救急救命士の養成を図る。

③ 高速自動車国道における救急体制の整備

関係機関が協力し適切かつ効果的な人命救護を行うため、通信連絡体制等の充実に努め相互に連帯を強化するとともに、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等に努める。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保に努め、救急医療機関相互の受け入れ、連絡体制の強化を図る。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又携帯電話により医療機関が相互に連絡を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

7 交通事故被害者対策の推進

交通事故の被害者等の心情に配慮した交通事故相談業務を関係機関、団体との連携を図り推進する。

また、町政広報等の積極的な活用により、交通事故相談活動を住民に広く周知させ、交通事故当事者等には多くの相談の機会を提供する。